

令和4年度介護職機能分化モデル事業（介護助手受入体制づくり支援事業）応募要領

1 目的

地域の元気な高齢者や主婦の方々などを介護助手として採用する取組を促進することで介護業務の機能分化を図り、介護人材の確保や介護サービスの質の向上を目指すとともに、地域住民の社会参加を実現し、生きがいつくりや身体機能の維持に資することを目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3 対象

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられており、今後新たに介護助手を1名以上採用する予定がある福島県内の施設・事業所（以下「施設等」という。）で、事業実施後、本会が行うアンケートやヒアリングにご協力いただける施設等

4 介護助手受入体制づくり支援事業

介護助手の受入体制を整えたい、またはこれまでの取組を改善したいと考えている施設等に対し、10月発行の折込広告に求人情報の掲載ができるよう、説明会や各種セミナー等を開催します。

| | 支援内容 |
|-----|---|
| (1) | 説明会の開催（7月27日）※オンライン開催 介護職機能分化モデル事業の概要についてご説明いたします。また、令和3年度本事業に取り組んでいただいた施設等担当者から成果や課題について発表していただきます。詳細は別紙1「説明会開催要領」をご覧ください。 |
| (2) | 情報・意見交換会の開催（7月27日）※オンライン開催 介護助手を導入するにあたっての悩みや疑問に令和3年度本事業に取り組んでいただいた施設等担当者がお答えします。詳細は別紙2「情報・意見交換会開催要領」をご覧ください。 |
| (3) | 介護助手導入セミナーの開催（8月～3月）※YouTube 配信 「介護助手導入の手引き」（詳細は下記7）に基づきながら、着実に受入体制を整えることを目的に、YouTube を利用した動画配信で開催します。配信期間中は、各施設等において、いつでも、何度でも視聴することができます。詳細は別紙3「介護助手導入セミナー開催要領」をご覧ください。 |
| (4) | 介護助手募集の広報支援 福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて申請があった施設等の求人を取りまとめ、折込広告への掲載、「福祉のお仕事」やハローワークを通じた介護助手の募集など、広報支援を行います。詳細は下記5をご覧ください。 |

| | |
|-----|--|
| (5) | <p>相談受付（随時）</p> <p>業務の切り分け（機能分化の推進）や雇用条件、就業規則などの雇用環境に関することなど、介護助手の導入・採用にあたっての相談を受付けます。ご相談内容に応じて、社会保険労務士などの専門家に対応（回答）いただきます。</p> |
|-----|--|

5 介護助手募集の広報支援について

上記4（1）～（3）に参加し、介護助手の受入体制が整った施設等は第2回 10月発行の折込広告に求人情報を掲載します。進捗状況によっては掲載時期を第3回 1月発行の折込広告に変更することも可能です。折込広告作成時期が近づきましたら、確認のご連絡をいたします。

| 県社協 | 施設等 |
|--|---|
| <p>①福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて、求人票の作成、申請（登録）を支援します。施設等の求人を取りまとめ、折込広告を作成し10月に発行します。</p> <p>②その他、様々な媒体を利用し介護助手の募集について広報支援を行います。</p> <p>③応募者からのお問い合わせに対応し、適宜、各施設等へおつなぎいたします。</p> | <p>①福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて求人票を作成し申請（登録）します。</p> <p>②広告の配布やホームページを活用した周知をご検討ください。</p> <p>③随時、応募者からのお問い合わせや施設見学等へのご対応をお願いします。</p> |

6 介護助手について

- (1) 地域の元気な高齢者や就労していない主婦、また、新型コロナウイルス感染症に関連して失業した方などを、年齢や性別、介護に関する経験や資格の有無を問わず対象とします。
- (2) 介護助手の業務内容は、補助的な業務とし、食事介助や入浴介助などの専門的な知識や技術を必要とする業務には、原則として従事できません。
- (3) 各施設等が直接雇用し、労働関係各法に基づき、適正な雇用管理を行います。また、可能な限り継続雇用に努めてください。
- (4) 介護助手は法令上必要な人員配置基準には算入できません。

7 介護助手導入の手引きについて

決定通知の送付に併せて配布します。なお、事前に確認したい場合、福島県福祉人材センターホームページ（お知らせ：事業所の方向け）に掲載しておりますのでダウンロードが可能です。

【福島県福祉人材センターホームページ URL : <https://f-fjc.com/>】

8 申込方法

別紙4 参加申込書に必要事項をご記入の上、期限までにメール又は FAX にてお申し込みください。後日、本会より決定通知をお送りします。

申込締切 令和4年7月8日（金）

9 その他

既に介護助手の受入体制が整っており、10月発行の折込広告に求人情報を掲載したい施設等は「介護助手募集の広報支援事業（第2回）」（7月下旬頃通知予定）にお申し込みください。

10 申込・問合せ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課（笠井・渡辺）

住 所 960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

TEL 024(521)5662 FAX 024(521)5663

メール jinzai.fuku@gmail.com

令和4年度 介護職機能分化モデル事業 説明会 開催要領

1 目的

超少子高齢社会を迎え、介護分野において介護職員の確保がさらに厳しくなることが予想されている中、地域の元気な高齢者や主婦の方々などを介護助手として雇用する取組を推進し、介護人材の確保と地域住民の社会参加を目指す「介護職機能分化モデル事業」を実施するにあたり、より多くの施設・事業所に本事業について関心を持っていただき、積極的に参加いただくことを目的に標記説明会を開催します。

2 主催

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3 日時

令和4年7月27日（水）10時30分～12時00分

※当日のZoom入室は10時15分から行います。

4 開催形式

オンライン形式（ツールはZoom）

※8月上旬から本説明会の録画配信（YouTube）を行います。やむを得ずオンラインへの参加ができない場合は、YouTubeのURLをお送りしますので別紙4参加申込書にメールアドレスのみ記入をお願いします。

5 参加対象

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられている施設・事業所

6 定員

50名程度

7 参加費

無料 ※通信費用についてはご負担願います。

8 参加にあたって

(1) 準備いただきたいもの

・パソコン ・マイク ・WEBカメラ

(2) 環境についてのお願い

- ・説明会に集中できる場を確保してください。
- ・安定した通信環境で説明会に接続してください。
- ・マイク、カメラが正常に機能することを事前にご確認ください。

9 プログラム（内容）

| 時 間 | 内 容 | 説明者・発表者 |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 10：15～10：30 | z o o m入室・受付 | |
| 10：30～10：40 | 開会・オリエンテーション | |
| 10：40～10：50 | 令和4年度介護職機能分化モデル事業について | 福島県保健福祉部社会福祉課 主査 阿部 久美子 氏 |
| 10：50～11：00 | 令和3年度介護職機能分化モデル事業の実績について | 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課主事 笠井 理紗子 |
| 11：00～11：20 | 【事例発表】 令和3年度介護職機能分化モデル事業の取組みについて | 社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム 船引こぶし荘 施設長 遠藤 由貴恵 氏 |
| 11：20～11：40 | | 社会福祉法人むつき福祉会 特別養護老人ホーム 小春日和 福祉課長 川名 優 氏 |
| 11：40～12：00 | | 社会福祉法人北信福祉会 特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドほばら 部長 津田 みどり 氏 |
| 12：00 | 閉会 | |

10 留意事項

- (1) 開催日の2日前までに参加用URL、ミーティングID、パスコード、資料等を参加申込書に記載のメールアドレスへ、お送りいたします。また、後日 YouTube による録画配信の視聴へ申込みの施設・事業所へは配信日の2日前までに視聴用のURLを送信いたします。
- (2) ミーティングID、パスコード及び資料の他施設・事業所への提供は禁止いたします。
- (3) 説明会の録音、録画、撮影は禁止いたします。
- (4) 開催時はシステムの安定運用に万全を尽くしますが、インターネット環境や回線状況により、やむを得ず中断される可能性がありますのでご了承ください。

11 個人情報の取扱について

参加申込書に記載された個人情報は、運営管理目的のみに利用させていただきます。

なお、介護職機能分化モデル事業説明会資料に所属・役職・氏名を掲載します。

令和4年度 介護職機能分化モデル事業 情報・意見交換会 開催要領

1 目的

介護助手を採用するにあたっての疑問等を、すでに介護助手を雇用している各施設・事業所の担当者から話を聞き情報共有することで、受入体制を整えるための材料とし、自施設の今後の取り組みに役立てていただく機会として情報・意見交換会を開催いたします。

2 主催

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3 日時

令和4年7月27日（水）13時30分～15時00分

※当日のZoom入室は13時15分から行います。

4 開催形式

オンライン形式（ツールはZoom）

5 参加対象

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する、老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられている施設・事業所の担当者

6 定員

50名程度

7 参加費

無料 ※通信費用についてはご負担願います。

8 参加にあたって

（1）ご準備いただきたいもの

・パソコン ・マイク ・WEBカメラ

（2）環境についてのお願い

- ・受講に集中できる場（意見交換が可能な環境）を確保してください。
- ・安定した通信環境で情報・意見交換会に接続してください。
- ・マイク、カメラが正常に機能することを事前にご確認ください。

9 留意事項

（1）施設で複数名の参加希望者がいる場合は事前にご相談ください。

（2）開催日の2日前までに参加用URL、ミーティングID、パスコード、資料等を参加申込書に記載のメールアドレスへお送りいたします。

（3）ミーティングID、パスコード及び資料の他施設・事業所への提供は禁止いたします。

(4) 情報・意見交換会の録音、録画、撮影は禁止いたします。

(5) 開催時はシステムの安定運用に万全を尽くしますが、インターネット環境や回線状況により、やむを得ず中断される可能性がありますのでご了承ください。

10 プログラム (内容)

| 時 間 | 内 容 | 講 師 |
|-------------|---|--|
| 13:15~13:30 | zoom入室開始、受付 | |
| 13:30~13:35 | 開会・オリエンテーション | |
| 13:35~15:00 | 【情報・意見交換会】 介護助手採用についての疑問に答えます。 ・介護助手を採用したことのメリットは？ ・介護助手の具体的な仕事内容は？ ・介護助手を採用するためにどのような受入体制（準備）を整えれば良いの？ 介護助手を導入している施設担当者に聞いてみましょう。 | 社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム 船引こぶし荘 施設長 遠藤 由貴恵 氏 |
| | | 社会福祉法人むつき福祉会 特別養護老人ホーム 小春日和 福祉課長 川名 優 氏 |
| | | 社会福祉法人北信福祉会 特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドほばら 部長 津田 みどり 氏 |
| 15:00 | 閉会 | |

11 個人情報の取扱について

参加申込書に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ利用させていただきます。

なお、情報・交換会資料に所属・役職・氏名を掲載します。

介護助手導入セミナー 開催要領

1 目的

「介護助手導入の手引き」に基づきながら、着実にしっかりと受入体制を整えることを目的に開催します。

2 主催

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3 開催形式

YouTube を利用した動画配信

4 配信期間

8月～3月

5 参加対象

介護保険法に規定する介護保険施設(介護予防)、居宅サービス事業所(介護予防)、地域密着型サービス事業所、老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられている施設・事業所

6 参加費

無料 ※通信費用についてはご負担願います。

7 プログラム 配信時間 各 30 分程度

| テーマ・内容 | 講師 |
|--|--|
| <p>「機能分化の意義とポイント」</p> <p>普段、介護職員が担っている業務内容を洗い出し、業務の切り分けを行うコツやポイント、チェックリストの活用方法について説明します。</p> <p>※チェックリストを配布いたします。</p> | <p>(株)エイデル研究所 経営支援部 次長 鷹木 大輔 氏 コンサルタント 川崎 理代 氏</p> |
| <p>「介護助手採用までの準備」（仮）</p> <p>給与（年金や扶養との関係）のポイント等、多様な働き方をとする労働者を雇用する際の労務管理について説明します。</p> | <p>(株)エイデル研究所 社会保険労務士 田中 幹也 氏</p> |
| <p>「介護助手に対する就労支援」</p> <p>介護助手採用後に行う OJT 研修を中心に、具体的な就労支援について説明します。</p> | <p>(株)エイデル研究所 経営支援部 次長 鷹木 大輔 氏 コンサルタント 川崎 理代 氏</p> |

8 その他

- (1) セミナー視聴後、アンケートの記入にご協力願います。
- (2) 資料については参加決定後にお送りいたしますので、適宜印刷してご使用願います。
- (3) 閲覧（視聴）環境は、インターネットに接続したパソコン等をご準備いただき、スピーカーは音声が出る状態にしてください。なお、WEB カメラやマイクは不要です。